

収入
印紙

岸和田市地域ポイント・プレミアム付商品券 プラットフォーム構築・運用業務委託契約書

岸和田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、地域ポイント・プレミアム付商品券プラットフォーム構築・運用業務について、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 業務名	地域ポイント・プレミアム付商品券プラットフォーム構築・運用業務
2 契約期間	契約締結日より3年間の長期継続契約 ※システム構築・運用・保守部分のみ
3 契約金額	金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円（内 消費税及び地方消費税の額 金 〇〇〇〇〇〇〇〇円及び商品券のプレミアム分預り金 300,000,000円、地域ポイント分預り金190,000,000円を含む。）
4 履行場所	岸和田市
5 支払方法	第12条に定めるとおり
6 契約保証金	岸和田市財務規則第123条第2号の規定により免除

（総則）

第1条 甲及び乙は、地域ポイント・プレミアム付商品券プラットフォーム構築・運用業務（以下「本業務」という。）について、甲が乙に業務を発注し、乙がこれを請け負うことに関し、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

（委託業務）

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙「地域ポイント・プレミアム付商品券プラットフォーム構築・運用業務委託に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、頭書の委託業務を処理しなければならない。

（委託料）

第3条 本業務の契約金額は、
令和8年度 金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円
（内 消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇〇円及び商品券のプレミアム分預り金300,000,000円、地域ポイント分預り金190,000,000円を含む。）
令和9年度 金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円
（内 消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇〇円）
令和10年度 金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円

(内 消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇円)

2 プレミアム付商品券発行総額 1,300,000,000円のうち、利用者からの商品券購入金額は1,000,000,000円であり、残りの300,000,000円をプレミアム分として、甲が負担するものとする。

3 乙は、プレミアム分と地域ポイント給付分の一部を甲からの預かり金として処理し、加盟店舗への支払いにあたって、充当するものとする。

4 取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額は、消費税法第28条第1項及び第29条、並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、第一項の契約金額からプレミアム分 300,000,000円と地域ポイント給付分 190,000,000円を差し引いた金額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(指示及び報告)

第4条 この契約に基づく委託業務の処理について、甲乙協議の上定めるものとする。

2 甲は、必要があるときは、乙に対し委託業務の処理状況について必要な報告を求めることができる。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、この契約に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき甲の承認を求める場合は、再委託する業者名、再委託の内容、業務執行の場所を書面に記載して提出するとともに、再委託を受けたものに対しても乙の責任において本契約の約定事項を遵守させなければならない。

(建物等の使用等)

第6条 甲は、乙が委託業務を円滑に実施するために必要とする甲の建物、電力及び空気調整設備その他関連する施設を乙に無償で使用させる。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密に関する情報を相手方の書面による事前の承諾なしに、委託業務を遂行する目的以外で使用してはならず、また、第三者（第5条の再委託を受けたものを除く。）に公表し又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

(1) 公知の事実

(2) 相手方の情報に依存せず独自に開発・発見したもの

(3) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務なしに正当な手段で入手したもの

(委託業務の変更、中止等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知して、委託業務の内容の変更又は委託業務の全部若しくは一部の実施の一時中止を申し入れることができる。

- 2 前項及び本契約の他の条項において、甲乙協議の上、契約内容、契約期間又は契約金額を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- 3 第1項の委託業務の変更又は一時中止により、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

(委託業務の遅延)

- 第9条 乙は、委託業務を委託業務完了予定日までに完了できないおそれのあるときは、直ちにその理由及び遅延予定日数を書面にて甲に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、委託業務の遅延が乙の責に帰すべき事由によらない場合等、やむを得ない理由によるときは、甲乙協議して書面により委託業務完了予定日を変更する。

(事情変更)

- 第10条 物価の急激な変動その他の理由により、契約金額が不相当となったときは、甲乙協議して書面によりこれを変更することができる。

(検査)

- 第11条 乙は委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了届を甲に提出する。
- 2 甲は、前項の委託業務完了届を受領したときは、速やかに検査をし、検査に合格した場合はその旨を受領した日から起算して7日以内に、乙に通知する。検査の結果、不合格であった場合も同様に、甲は7日以内にその旨を通知する。甲が乙から委託業務完了届を受領したにもかかわらず、7日以内に検査結果の交付を乙になさない場合には、委託業務完了届を受領した日から起算して7日を経過した日をもって当該検査は合格したものとみなす。
 - 3 第2項の検査に合格しなかった場合には、乙は、甲の指示に従い、速やかにこれを修補し、甲の再検査を受ける。当該再検査においては第2項の規定を準用する。
 - 4 第2項又は第3項の検査で不合格となった原因につき乙の責に帰すべき事由がない場合には、乙は甲に対し、修補に要した費用を請求することができる。

(契約金額の支払)

- 第12条 乙は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに請求書を甲に提出するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認めるときは、出来高に応じて部分払いができるものとする。
 - 3 乙は、委託料を部分払いにより請求しようとするときは、請求書と業務報告書を甲に提出するものとする。
 - 4 第2項の規定による部分払いにおいて、委託料の支払額が確定した結果、既に乙に交付した委託料に残額が生じたとき、又は、本業務により発生した収入があるときは、乙は返還するものとする。
 - 5 前項の収入は、商品券売上（販売）額から換金した額（プレミアム分を除く。）を減じた消費者負担分とする。

(契約不適合責任)

- 第13条 通常の検査方法によって発見できない乙の責めに帰すべき事由による仕様書

に定める業務要件との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見され、かつ第11条（検査）の検査完了日から1年以内に甲が乙にこれを申し出たときには、乙は、当該契約不適合について修繕の責めに任ずる。

- 2 前項の定めに基づき乙が修繕の責めに任ずる契約不適合に起因して甲が損害を被った場合、甲は乙に対し、第17条（損害賠償）の定めに従い、当該損害の賠償を請求することができるものとする。

（契約の解除及び期限の利益の喪失）

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除できる。

- （1）自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受けるなどの支払停止状態となったとき。（電子記録債権につき、不渡と同等の事態となったとき、または取引停止処分と同等の処分を受けた時を含む。）
 - （2）差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - （3）破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は、特別清算手続開始の申立てがあったとき。
 - （4）私的整理その他法定手続き以外の手続や取引金融機関等との間で、債務整理やリスケジュール等が開始されたとき。
 - （5）解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - （6）本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なお、その期間内に履行しないとき。
 - （7）その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 2 甲が前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い契約金額その他乙に対する一切の債務を直ちに乙の指定する金融機関の口座に振込みをもって支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

（誓約書の提出）

第15条 乙及び岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、乙がとりまとめて甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第16条 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

- 2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、乙に対して、当該下請負

人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

- 3 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、この契約による契約金額の100分の10に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 6 第4項の場合において、乙が違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて得た額を遅滞料として乙に請求することができる。ただし100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（損害賠償）

第17条 甲乙双方のいずれかが、本契約に関して自らの責任に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合は、債務不履行、契約不適合、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、契約額を上限としその損害を賠償するものとする。但し、相手方の責めに帰することができない事由から生じた損害、相手方の予見の有無を問わず特別の事由から生じた損害及び逸失利益については、相手方は、賠償責任を負わないものとし、賠償内容については甲乙誠意を持って協議する。

（第三者の損害）

第18条 乙は、委託業務の実施に起因して第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては甲の負担とする。

- 2 前項の規定に拘わらず、委託業務の実施に伴い、乙が善良なる管理者の注意を払っても避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に損害が生じたときは、甲が当該損害を負担する。
- 3 委託業務の実施に起因して第三者との間に紛争が生じ、かつ、当該紛争が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙は自らの負担と責任において紛争の解決を図り、甲は委託業務に関連する資料等を提供する等、乙の請求に従い紛争の処理解決に協力する。

（遅延損害金）

第19条 甲は、乙がその責に帰すべき事由により委託業務完了予定日（第10条第2項の規定により変更された場合には、変更後の委託業務完了予定日）までに委託業務を完了できなかったときは、乙に対し遅延損害金を請求することができる。

- 2 前項の遅延損害金の額は、遅延日数1日につき、委託業務の完了しない部分に相当する契約金額にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務

大臣が指定する率を乗じて得た額を遅延損害金として乙に請求することができる。ただし、遅延損害金の額は契約金額の10分の1を超えないものとし、また、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

3 乙は、甲に対し、本条に定めるほか、委託業務の遅延に関して責任を負わない。

(支払遅延利息)

第20条 甲の責に帰すべき事由により契約金額の支払が支払期日に遅れた場合においては、乙は未受領金について遅延日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて得た額を遅滞料として発注者に請求することができる。ただし100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(輸出規制の遵守)

第21条 甲は、甲が乙から本契約に基づき提供を受ける機器等（本条における「機器等」には、図面、取扱説明書等に含まれる技術を含む。）を海外に持ち出し、又は非居住者に提供する場合には、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとらなければならない。

(不可抗力)

第22条 いずれの当事者も、天変地異をはじめ当該当事者の合理的な予測と管理の範囲を超える事由に起因する本契約の全部又は一部の不履行について免責される。

(法令の遵守)

第23条 乙は、本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岸和田市情報セキュリティポリシー、岸和田市電子計算機及び情報システム管理運用規程、労働基準法等関連法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約に関する法律上の紛争は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(存続条項)

第26条 第5条、第7条、第13条、第14条第2項、第17条、第18条、第19条第3項、第20条、第21条、第22条、第23条の定めをはじめとし、継続して存続すると合理的に考えられる条項は、本契約終了後においても有効に存続する。

(協議)

第27条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたる。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 6 月 日

甲) 大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号

岸和田市

代表者：岸和田市長 佐野 英利

(総合政策部成長戦略課 取扱い)

乙) 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇